

令和 6 年 度
(2024年度)

監 査 結 果 報 告 書

吹田市監査委員



6 監 第 4 0 7 号
令和 7 年 4 月 7 日
(2025年)

吹田市監査委員	稲田	勲
吹田市監査委員	川西	英之
吹田市監査委員	浜川	剛
吹田市監査委員	橋本	潤

令和 6 年度（2024年度）監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定により令和 6 年度の監査を実施しましたので、同条第 9 項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を提出します。

目 次

	ページ
第1 監査の種類	1
第2 財務監査及び行政監査（定期監査）	
1 監査の範囲	1
2 監査対象部局	1
3 準拠した規定	2
4 監査の着眼点	2
5 監査の実施内容	2
6 監査の結果	3
7 意見	4
第3 工事監査	
1 監査の範囲	6
2 監査対象工事	6
3 準拠した規定	6
4 監査の着眼点	6
5 監査の実施内容	7
6 監査対象工事の概要	7
7 監査の結果	8
第4 財政援助団体等監査（出資団体監査）	
1 監査の範囲	8
2 監査対象団体及び所管部局	8
3 準拠した規定	8
4 監査の着眼点	8
5 監査の実施内容	9
6 公益財団法人吹田市国際交流協会に係る監査の結果及び意見	9
7 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団に係る監査の結果及び意見	11
8 吹田市開発ビル株式会社に係る監査の結果及び意見	12
第5 財政援助団体等監査（指定管理者監査）	
1 監査の範囲	13
2 監査対象団体及び所管部局	13
3 準拠した規定	13
4 監査の着眼点	13
5 監査の実施内容	14
6 指定管理者に係る監査の結果及び意見	14

第1 監査の種類

本監査結果報告書に記載の監査の種類は、財務監査及び行政監査（定期監査）、工事監査並びに財政援助団体等監査（出資団体監査及び指定管理者監査）です。

第2 財務監査及び行政監査（定期監査）

1 監査の範囲

地方自治法第199条第1項及び第2項に規定する本市の財務に関する事務その他の事務の執行及び本市の経営に係る事業の管理について、原則として令和6年度の事務を対象として、監査を行いました。

2 監査対象部局（組織の名称は、監査実施時点のものです。）

- (1) 総務部（危機管理室、秘書課、広報課、総務室、法制室、人事室及び契約検査室）
- (2) 行政経営部（企画財政室及びデジタル政策室）
- (3) 税務部（市民税課、資産税課、納税課及び債権管理課）
- (4) 市民部（市民総務室、市民課、山田出張所、千里丘出張所、千里出張所、人権政策室、交流活動館、男女共同参画センター及び市民自治推進室）
- (5) 都市魅力部（地域経済振興室、シティプロモーション推進室及び文化スポーツ推進室）
- (6) 下水道部（経営室、管路保全室及び水再生室）
- (7) 会計室
- (8) 消防本部（総務予防室、警防救急室、指令情報室、南消防署、北消防署、西消防署及び東消防署）
- (9) 水道部（総務室、企画室、工務室及び浄水室）
- (10) 地域教育部（まなびの支援課、中央図書館、千里図書館、さんくす図書館、江坂図書館、千里山・佐井寺図書館、千里丘図書館、健都ライブラリー、山田駅前図書館、文化財保護課、青少年室、青少年クリエイティブセンター及び放課後子ども育成室）
- (11) 議会事務局
- (12) 選挙管理委員会事務局
- (13) 公平委員会事務局
- (14) 監査委員事務局
- (15) 農業委員会事務局
- (16) 固定資産評価審査委員会事務局
- (17) 小学校及び中学校（吹田南小学校、千里第二小学校、千里第三小学校、東佐

井寺小学校、岸部第二小学校、豊津第一小学校、西山田小学校、古江台小学校、青山台小学校、千里たけみ小学校、佐井寺中学校、豊津中学校、西山田中学校及び高野台中学校)

3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査委員に関する条例第7条、吹田市監査基準及び令和6年度財務監査及び行政監査実施計画

4 監査の着眼点

(1) 着眼点

ア 次に掲げる事務が、法令等に従い、かつ、必要な決裁を受け、適正に執行されているか。

- (ア) 公金の徴収及び滞納整理の事務
- (イ) 契約の事務
- (ロ) 補助金等の交付及び貸付金の貸付けの事務
- (エ) 損害賠償責任保険等の加入及び保険金の請求の事務
- (オ) その他の支出負担行為の事務
- (カ) 旅費の支給の事務
- (キ) 現金及び有価証券の取扱い並びに財産の管理の事務
- (ク) 職員個人情報取扱いの事務

イ 事務事業が経済的かつ効率的に執行されているか。

ウ 事務事業が市民負担の軽減及び市民サービスの向上が図られるよう執行されているか。

(2) 重点事項

契約の履行の確認

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和6年10月3日から令和7年3月27日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象部局の会議室等

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、監査対象部局の会議室等で、関係書類を抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に關係職員の出席を求めて口頭により、監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び聴取した事項の評価を行いました。

6 監査の結果

- (1) 上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした次に掲げる事務等が法令に適合し、正確で、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。ただし、イに掲げる事務については、(2)に記載の是正を要する事項が見受けられました。

ア 納入通知、督促等の公金の徴収の事務

イ 入札、見積合せ、随意交渉等の契約の相手方の選定、契約の締結、契約の保証の取得、履行の確認等の契約事務

ウ 補助金等の交付の事務

エ 未収貸付金の督促を含む貸付金の貸付けの事務

オ 保険証券の保管を含む損害賠償責任保険等の加入及び保険金の請求の事務

カ 物品出納を含む物品購入の事務

キ 報酬、負担金等の支出の事務

ク 旅費の支給の事務

ケ 現金及び切手その他有価証券の取扱いの事務

コ 備品台帳の整理を含む公印その他の備品の管理の事務

サ 法令に基づく保守点検等の施設の管理の事務

シ 普通財産の貸付け及び貸付料の徴収の事務

ス 行政財産目的外使用に係る使用料等の徴収の事務

セ 予算流用の事務

ソ 職員個人情報取扱いの事務

- (2) 監査実施時点において見受けられた是正を要する事項は、次のとおりです。

ア 防災備蓄倉庫樹木剪定等業務委託契約において、契約書は作成されていましたが、契約内容となる条項部分がありませんでした。（総務部危機管理室における契約事務）

イ 市庁舎中央監視装置保守点検業務委託契約（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）について、業務内容は年1回の定期保守点検及び契約期間の全期にわたる緊急保守ですが、6月の定期保守点検の実施後に、緊急保守の期間が満了していないにもかかわらず、契約金額の全額を支払っていました。（総務部総務室における契約事務）

ウ 総合防災センター設備保守・清掃業務委託契約において、仕様書によると、受託者は作業計画書を作成の上、市の管理担当者に提出し承諾を得ることとなっていますが、清掃業務に係る作業計画書が提出されていませんでした。また、清掃業務のうち定期清掃については作業報告書に実施状況が記載されておらず、履行確認が十分にできていませんでした。（消防本部総務予防室及び警防救急室における契約事務）

エ 基幹系システム用サーバ等（新基盤分）保守業務他1件の委託契約におい

て、契約の保証として履行保証保険契約の締結を約定していましたが、当該契約がされていませんでした。（行政経営部デジタル政策室における契約事務）

オ 交流活動館高圧気中負荷開閉器（SOG共）修繕に係る業務（契約金額913,000円）について、財務規則によると、契約書等の作成を省略できる場合には該当しませんが、作成していませんでした。（市民部交流活動館における契約事務）

カ 留守家庭児童育成室運営支援システム構築及び保守業務委託契約において、仕様書の一部である「運用保守サービスレベル一覧表」によると、受注者は前年度中に新年度の運用保守計画書を作成し本市に提出することとなっていますが、提出されていませんでした。また、各種の保守実績報告書については、作業工数・対応内容・確認結果等を記載することになっていましたが、実際に提出された報告書においては記載されていませんでした。（地域教育部放課後子ども育成室における契約事務）

キ 主管課発注を行った物品購入（体験活動事業試作用消耗品）について、事業者から見積書を徴収し手続を行っていましたが、発注の際に、軽減税率対象の商品であるにもかかわらず標準税率で入力し手続を行っていたため、見積書の金額より34円多く支出していました。（地域教育部青少年クリエイティブセンターにおける契約事務）

7 意見

- (1) 設備・システム等の保守点検に関する契約について、専門性等を理由にメーカーや導入事業者等と単独随意契約を締結している事例が少なくありませんが、中には入札等により広く事業者を募ることが可能と見込まれるものの、その可否が十分検討されていない例が見受けられました。前例に従って単独随意契約を繰り返すのではなく、契約先がメーカー等でなければならない具体的な理由があるかなど契約方法について今一度見直しを行い、競争性のある調達の実施に努めてください。

その上で保守点検を単独随意契約とせざるを得ない場合は、保守点検を必要とする設備・システム等の導入に当たり、事業者側の事情（企業合併や事業縮小等）により契約が継続できなくなるリスクや、ランニングコストが高くなるリスクをあらかじめ想定して、導入及び保守を同時に調達し複数年契約とするなど、業務継続及びコストの両面からライフサイクル全体を考慮した契約ができるように検討してください。

- (2) 耐震性能に関する基準を満たさない職員会館の建物については、令和4年度の監査結果報告書において、利用者の安全を確保するため、期限を定めた対応を求めていましたが、取組が進められていません。早急に具体的なスケジュールや工程を定めて、今後の対応策を検討し、措置を講じてください。

- (3) 地区集会所については、廃園となった市立幼稚園跡の暫定利用施設として平成5年度に利用が始まってから31年が経過しており、もはや暫定利用とするには無理があります。不特定多数の利用にも供する施設であることから、公の施設であることも否定できず、利用のあり方について改善が必要です。当該施設について施設の位置付けを整理し、速やかに必要な措置を講じてください。
- (4) 指定管理者制度導入施設における第三者モニタリング・評価について、市のホームページ上で、指定管理者候補者選定委員会の第三者モニタリング・評価に係る議事録や「第三者モニタリング・評価により把握された内容及び対応策」を公表していますが、議事録については関係資料が併せて公表されておらず、モニタリング・評価の結果については一部が抜粋して記載されているため、項目ごとの評価等が不明であり、全体的に情報が不足しているように思われます。市によるモニタリング・評価の結果として示される管理運営状況総合評価シートと同じような形で、評価結果の概要を把握しやすいものとなるよう、改善に取り組んでください。
- (5) 指定管理者が自主事業として施設内に自動販売機を設置した場合、指定管理者が市に納付する目的外使用料が、条例等に定められた最低使用料に近い額となっており、本市が自動販売機の設置者を公募して目的外使用許可をしていたときに納付されていた使用料よりも、大幅に減少している場合があります。令和4年度及び令和5年度の監査結果報告書において、制度の改善を求めていましたが、取組が進められていません。
- 施設利用者の利便性の向上につながる自動販売機の設置は、市の歳入の確保にも寄与するものであることから、自主事業として設置させる場合には、市に納付される使用料の減少が大幅なものにならないよう使用料の設定を見直す、又は使用料が大幅に減少したことが不合理ではないことを制度として説明できるようにするなど改善を図ってください。
- (6) 令和4年度の監査結果報告書においても、包括外部監査における外部監査人の指摘（結果）、意見等（以下「指摘等」という。）に対して誠実に対応するよう意見を述べましたが、措置状況の通知において、指摘等がなされた意図と噛み合わないまま「措置済み」とし、その本来の目的が達せられていないと判断せざるを得ないものが見受けられました。指摘等の全てに対し、そのとおりの措置を講じなければならないものではありませんが、包括外部監査の主旨にかなうように、しっかりと受け止めた上で、誠実に対応してください。
- (7) 昨年度に引き続き行政監査のテーマとして取り上げた職員個人情報の取扱いの事務について、今年度の監査対象部局における状況を確認したところ、昨年度と同様に個人情報として取り扱うべき情報の範囲についての認識が部局によって異なっており、セキュリティ対策や取扱者の範囲等についてもそれぞれの部局の判断で行われていました。

行政の説明責任を果たすために制約を受けるものの、職員の個人情報も市民

の個人情報と同様に保護されなければなりません。今後、職員個人情報の取扱いに特化した庁内ルールの整備に向け、具体的に取り組を進めてください。

第3 工事監査

1 監査の範囲

地方自治法第199条第1項に規定する本市の財務に関する事務のうち、工事の設計、施工等について監査を行いました。

2 監査対象工事

(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(建築工事)
(監査対象工事は、進捗状況等を勘案して選定しました。)

3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査基準及び令和6年度工事監査実施計画

4 監査の着眼点

(1) 計画

- ア 事業の目的が市民の福祉の増進に資するものとなっているか。
- イ 工事の計画関係書類が整備されているか。

(2) 設計

- ア 現地の事前調査が十分に行われているか。
- イ 法令等に適合し、設計基準、設計資料等を的確に反映しているか。
- ウ 工事目的物の維持管理、コスト削減及び環境への配慮がなされているか。
- エ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書が的確に作成されているか。

(3) 積算

- ア 積算基準、積算資料等の運用が適正に行われているか。また、数量及び金額が明確な積算根拠に基づき算出されているか。
- イ 歩掛及び単価が適正か。また、施工の条件等が歩掛及び単価に的確に反映されているか。
- ウ 積算書等の照査が適正に行われているか。

(4) 契約

- ア 契約の相手方の選定及び契約の締結の事務が適正に行われているか。
- イ 契約書等の関係書類及び帳簿が整備されているか。また、契約保証金の取扱いが適正に行われているか。

(5) 施工

- ア 官公庁に対する工事施工に関する必要な手続が行われているか。

- イ 工事施工計画が適切か。また、施工計画関係書類が整備されているか。
- ウ 法令等を遵守し、設計図書どおりに施工されているか。また、環境に配慮した施工がなされているか。
- エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類が整備されているか。
- オ 各種検査、材料試験等が適正に行われているか。また、その記録が整備されているか。
- カ 工程管理、品質管理及び現場の安全管理が適切に行われているか。
- キ 工期変更及び設計変更の理由、内容及び変更の時期が適切か。
- ク 関連工事との連絡調整が適切に行われているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和6年11月5日から令和7年3月27日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び工事現場

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、関係書類の提出を求め確認し、監査委員室で関係職員から事情を聴取するとともに、工事現場での調査を実施しました。

事前監査のうちの工事の技術に関する調査は、専門的知識を必要とするため、技術士で組織される団体である公益社団法人大阪技術振興協会からの助言を得て実施しました。

監査委員全員による本監査においては、関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場での調査を実施し、提出を受けた監査資料、聴取した事項等の評価を行いました。

6 監査対象工事の概要（契約金額及び工期は本監査時点のものです。）

(1) 名称

（仮称）吹田市立日の出町児童センター建設工事（建築工事）

(2) 種類

建築一式

(3) 場所

吹田市日の出町1666番6ほか

(4) 内容

児童センターの建設工事に伴う本体工事・昇降機設備工事・外構工事等一式

(5) 契約金額

361,040,900円

(6) 工期

令和5年12月22日から令和7年3月28日まで

(7) 関係部局

児童部子育て政策室（事務事業所管）、都市計画部資産経営室（工事執行所管）及び総務部契約検査室（契約手続所管）

7 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした次に掲げる事務等が法令に適合し、正確で、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

- (1) 設計に係る事務
- (2) 契約の相手方の選定等の契約事務
- (3) 工事施工及び工程管理に係る事務
- (4) 安全管理に係る事務

第4 財政援助団体等監査（出資団体監査）

1 監査の範囲

地方自治法第199条第7項に規定する本市が資本金等の4分の1以上を出資している団体の出納その他の事務の執行で当該出資に係るものについて監査を行いました。

2 監査対象団体及び所管部局

- (1) 公益財団法人吹田市国際交流協会（出資団体）及び都市魅力部文化スポーツ推進室
- (2) 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団（出資団体）及び福祉部高齢福祉室
- (3) 吹田市開発ビル株式会社（出資団体）及び都市計画部都市計画室

3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査基準及び令和6年度財政援助団体等監査実施計画

4 監査の着眼点

- (1) 定款、経理規程等が整備されているか。また、それらに基づいた事務が執行されているか。
- (2) 決算諸表等が法令等に準拠して作成されているか。
- (3) 出納関係帳票等の整備及び記帳が適正になされているか。

- (4) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (5) 経営成績及び財政状態が良好か。
- (6) 資金の運用が適切か。
- (7) 事業運営における経済性、効率性及び透明性の確保が図られているか。
- (8) 現金、預金通帳及び銀行印その他財産の管理が適切に行われているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和6年9月6日から令和7年3月27日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体の施設の会議室等

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、監査対象団体の施設の会議室等で、関係書類の提出を求め抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に関係職員の出席を求めて口頭により、監査対象団体及び監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び聴取した事項の評価を行いました。

6 公益財団法人吹田市国際交流協会に係る監査の結果及び意見

(1) 公益財団法人吹田市国際交流協会の概要

ア 設立年月日

平成3年（1991年）3月12日

（平成25年（2013年）4月に財団法人から移行）

イ 団体の目的

当団体は、市と連携を図りながら市民主体の国際交流活動を進めるとともに、地域に根ざした国際相互理解や国際化に資する事業を推進することにより、異なる文化や価値観を有する人が安心して暮らせる人権尊重を基調とした地域社会づくりに寄与することを目的としています。

ウ 基本財産

2億円（本市全額出^{えん}捐）

エ 主な事業内容

- (ア) 国際理解及び国際化に関する啓発及び研修
- (イ) 市内に居住又は滞在する外国人に対する支援
- (ロ) 市民による国際交流活動及び国際協力活動に対する支援
- (ハ) 国際化の担い手の育成に関する事業
- (ニ) 国際交流に関する情報及び資料の収集及び提供

オ 令和5年度決算

当期一般正味財産増減額	5,424,969円
一般正味財産期首残高	181,916円
一般正味財産期末残高	5,606,885円
当期指定正味財産増減額	0円
指定正味財産期首残高	200,000,000円
指定正味財産期末残高	200,000,000円
正味財産期末残高	205,606,885円

(2) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、本市の出資の目的に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。ただし、監査実施時点において、次のとおり是正を要する事項が見受けられました。

ア 事務局組織規則によると、事務局に事務局長、参事、主査その他必要な職員を置くこととなっていますが、参事、主査だけではなく主幹も置かれていないため、事務局長以外には決裁を行う職員がおらず、事務処理規則上、事務局長が不在の場合に代決者となりうる職員がいない状態となっていました。そのため、理事長決裁や事務局長専決の起案で事務局長の決裁がないものが複数見受けられましたが、いずれも上司の決裁が全くありませんでした。

イ 小口現金において、令和5年度に職員が1,090円立替払いを行っていましたが、立替えた現金を令和5年度末に雑収益として処理をしていました。また、職員が立替えた1,090円については令和6年度に多文化まつりバザーの売上金の中から返金し、残りの売上金を雑収益に計上しており、雑収益の中で相殺する形で処理をしていました。

(3) 意見

ア 当団体の自主事業で市の事業補助金の対象であった事業のうち、多文化共生推進に係る事業について市が内容を整理し、令和5年度から市の委託事業に組み換えたことにより、当団体の受託事業収益が大きく増加した結果、同年度以降、一般正味財産増減額がプラスに転じ、経営状況は改善されています。引き続き、安定的な経営の下で多文化共生社会の推進に努めてください。

イ 事務局長不在時の代決者となりうる職員がおらず、組織運営に必要な体制が十分に取られていないように見受けられます。今後も安定した経営を継続するためには組織基盤の強化が必要です。事業をより効果的・効率的に進めるために、組織運営に係る規則の整備を行い、適正に職員を配置して組織体制を整えてください。

7 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団に係る監査の結果及び意見

(1) 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の概要

ア 設立年月日

平成3年（1991年）11月30日

（平成25年（2013年）4月に財団法人から移行）

イ 団体の目的

当団体は、高齢者等に対する保健、医療、福祉対策の円滑な推進を図るため、在宅介護に供する事業並びに調査、研究事業及び関係諸団体の協力を得て介護老人保健施設の運営を行い、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

ウ 基本財産

1億円（本市全額出捐^{えん}）

エ 主な事業内容

- (ア) 高齢者等の保健、医療に関する相談及び指導並びに知識の普及啓発
- (イ) 高齢者等の保健、医療に関する調査研究
- (ロ) 吹田市介護老人保健施設の受託運営
- (エ) 高齢者等の保健、福祉に関する事業
- (カ) 施設での教育・実習
- (キ) 介護保険に関する事業

オ 令和5年度決算

当期一般正味財産増減額	△31,300,760円
一般正味財産期首残高	87,493,089円
一般正味財産期末残高	56,192,329円
当期指定正味財産増減額	△6,107,193円
指定正味財産期首残高	76,847,987円
指定正味財産期末残高	70,740,794円
正味財産期末残高	126,933,123円

(2) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、本市の出資の目的に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

(3) 意見

ア 退職給付引当金が令和5年度末で約1.5億円となる一方で、平成25年度に基本財産を1億円減額し積み直した退職給付引当資産については、令和5年度末で約0.2億円まで減少しています。また、施設利用率の低下などにより、平成28年度から期末一般正味財産残高は減少の一途をたどっており、経営状況は厳しいものとなっています。今後、介護報酬の改定に伴う増収、コ

コロナ禍で実施を控えていた事業の再開、積極的な利用者獲得に向けた活動等により、一定の改善を見込んでいるものの、抜本的な経営状況の改善のためには恒常的に施設利用率を上げていく必要があり、そのための具体的な方策を早急に検討してください。

イ 外郭団体活動状況評価シートにも記載があるように、大規模修繕等施設のあり方を検討する時期に差し掛かっています。市においては、施設の今後のあり方について、スケジュールや工程を定めて早期に具体的な検討に着手してください。

8 吹田市開発ビル株式会社に係る監査の結果及び意見

(1) 吹田市開発ビル株式会社の概要

ア 設立年月日

昭和52年（1977年）3月12日

イ 団体の目的

当団体は、不動産の売買、賃貸及び管理、駐車場の経営、たばこ及び飲料品等の販売、経営に関する調査研究及び指導、損害保険代理業、生命保険代理業及び広告代理業並びにこれらの事業に付帯する一切の事業を営むことを目的としています。

ウ 資本金

1億円（うち本市4,100万円出資）

エ 主な事業内容

(7) 吹田さんくす及びメロード吹田の保留床の賃貸管理

(1) 駐車場の経営

オ 第48期（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）決算

総収益	711,631,291円
総費用	603,127,681円
当期純利益	108,503,610円
前期繰越利益剰余金	1,198,846,856円
繰越利益剰余金	1,307,350,466円

(2) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、本市の出資の目的に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

(3) 意見

ア 第48期の決算において、預り保証金約15.7億円に対し、現金・預金は約3.4億円となっていること、短期借入金約8.8億円に対し、その額を大きく上回る土地・建物約70.9億円を担保に供していること、土地・建物の価額は取

得原価を基礎とした簿価であり現時点の資産価値とはかい離している可能性が高いこと、当期純利益は約1.1億円となっているが受取賃貸料約5.5億円のうち多くが核テナントからのもの、また約1割が本市からのものとなっていることなどが確認されました。

核テナントとの賃貸借契約期間が令和5年10月から6年間延長されることとなり、営業収入の根幹をなす賃料収入が大幅に減少することはありませんでしたが、将来的な賃料収入の減少、老朽化した所有施設の更新費用の増加など、今後厳しい経営状況が見込まれています。正確な資産価値の把握や中長期的な経営計画の策定に努めるなど、経営の健全化に向けた取組を計画的に進めてください。

イ 市議会へ当団体の経営状況を説明する書類として、事業計画書に代わり予定損益計算書が提出されていましたが、それだけでは地方自治法施行令に規定する「事業の計画」に関する書類としては不十分と考えられます。法令の主旨に照らして適切なものとなるように改善してください。

第5 財政援助団体等監査（指定管理者監査）

1 監査の範囲

地方自治法第199条第7項に規定する本市の公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行で当該指定管理業務に係るものについて監査を行いました。

2 監査対象団体及び所管部局

NPO法人市民ネットすいた（吹田市立市民公益活動センター指定管理者）及び市民部市民自治推進室

3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査基準及び令和6年度財政援助団体等監査実施計画

4 監査の着眼点

- (1) 法令に基づく施設の点検が適正に行われているか。点検結果で改善すべき事項があった場合は、速やかに措置が講じられているか。
- (2) 施設の使用許可並びに使用料等の徴収及び減免の手続が適正に行われているか。
- (3) 協定等に基づく書類の作成及び保存が適正に行われているか。
- (4) 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- (5) 精算方式の経費について、施設の管理に係る経理が他の事業と明確に分けら

れ、適正になされているか。

- (6) 施設の管理が利用促進及び利用者サービスの向上が図られるよう実施されているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和6年9月19日から令和7年3月27日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び指定管理施設の会議室等

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、指定管理施設の会議室等で、関係書類の提出を求め抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に関係職員の出席を求めて口頭により、監査対象団体及び監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び徴取した事項の評価を行いました。

6 指定管理者に係る監査の結果及び意見

(1) 指定管理者の名称

NPO法人市民ネットすいた

(2) 指定管理施設の概要

ア 名称

吹田市立市民公益活動センター

イ 所在地

吹田市津雲台1丁目2番1号

ウ 主な施設

交流スペース、会議室、貸事務ブース

(3) 指定管理業務等の概要

ア 主な指定管理業務

(ア) 事業の実施に関する業務（市民公益活動を行う者の支援並びに連携及び交流の促進、同活動に係る情報の収集及び提供並びに相談及び助言等）

(イ) 施設の使用の許可に関する業務

(ロ) 使用料の徴収に関する業務

(ハ) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

イ 利用料金制の適用

なし

ウ 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

エ 選定の方法

公募

オ 指定管理料

令和4年度 27,916,000円

令和5年度 28,613,000円

令和6年度 29,331,000円

令和7年度 30,070,000円

令和8年度 30,831,000円

合計 146,761,000円

(4) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、指定管理に係る協定等に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

(5) 意見

ア 自主事業計画書の提出や承認、利用者ニーズの把握に関する調査結果報告書の提出について、当該センターの管理に関する基本協定書の規定に基づいた形での対応がされていないものが見受けられましたので、規定どおりに履行できるように改善してください。

イ 様々な媒体を活用し広く市民へ施設の情報発信を行い、広報、啓発活動に取り組みながら、社会的な課題を意識した事業を展開されています。引き続き、中間支援施設としての役割を果たすべく、施設の安定的な管理運営に努めてください。